

第26回山口県障害者芸術文化祭「作品募集要領」

芸術文化祭に向けて制作・応募してみませんか？

1. 作品部門及び作品の規格 ※ 額装含む

部門	大きさ	重さ
絵画（洋画・日本画・俳画）	縦＋横＝200cm以内	10kg以下
書道	縦＋横＝150cm以内	
写真（デジカメ、携帯フォトを含む）	ワイド四つ切以内	
手工芸（和洋裁・編み物・貼り絵等）	縦＋横＋高＝250cm以内	
文芸（詩集・随筆集・歌集等）	縦＋横＝100cm以内	
俳句短歌	短冊・色紙	

2. 応募作品について

- (1) 応募作品は、**未発表のもので1人（団体）1点**とする。
※合同作品と個人作品を兼ねることは出来ない。
- (2) 応募作品は、額装・軸装・軽量パネル等で仕上げ、展示ができること。
特に、画用紙・半紙のみの出品、額無し写真での応募は出来ない。
※ガラスパネル等は割れる可能性があるため避けること。
- (3) 作品に上下（裏表）が分かるよう表示すること。[※展示時に表示は外します]
- (4) 規格外の作品は審査対象外となり、原則、展示できません。
- (5) 応募作品と梱包資材の両方に必ず取りまとめ事務局名及び応募者氏名を記入すること。

3. 応募者資格

山口県内に現住所を有する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者、若しくはその障害に準ずる障害がある者。

4. 作品申込書（別紙）の記入方法

- (1) 専門の作品申込書（厚色紙）に1人（1団体）につき1枚記入すること。
（コピー不可）
- (2) 文化祭に係る事務連絡は原則『取りまとめ事務局』へ連絡をするため、総括表には確実に連絡が取れる住所と連絡先を記入すること。
- (3) 作品の大きさは応募部門によって異なるため、各部門の規格を確認し間違えのないよう申込書に記入すること。
- (4) 題名カード（作品申込書の下部）は、原本を当日作品の下に添付します。
（切り取らずに提出してください。）
- (5) 題名カードの「題名」は必ず記入すること。但し題名は最大10文字程度とし、追記がある場合は「出展者からのひとこと」欄へ記入すること。

～裏面にづく～

5. 応募方法

- (1) 作品申込書、題名カードを記入のうえ、**9月30日(水)までに**下記取りまとめ事務局へ提出すること。また、**完成した作品(1作品1枚で提出)の全体写真を(白黒可・プリンター印刷可)**を申込書と一緒に提出すること。

なお、申込書提出時に作品が未完成の場合は、作品搬入時に提出をお願いします。

取りまとめ事務局：各市町障害福祉団体事務局
各市町障害担当課
各市町社会福祉協議会
各障害者施設 等

※取りまとめを行っていない市町もありますので、事前にご連絡(ご確認)の上、作品申込書及び作品を提出すること。

- (2) 応募数の多い施設は、各施設で取りまとめ事務局となり提出をお願いします。

6. 応募作品の搬入・搬出方法

応募作品の搬入・搬出方法は、申し込み〆切後に取りまとめ事務局(者)へ改めて案内する。

文芸及び俳句、短歌については、作品申込書と一緒に作品を提出すること。(郵送可)

7. 応募作品の審査

- (1) 応募作品の審査は、「山口県障害者芸術文化祭」審査委員が行う。
賞は最優秀賞(山口県知事賞)、優秀賞(山口市長賞、山口県社会福祉協議会長賞、山口市社会福祉協議会長賞)、特別賞(山口県障害者社会参加推進センター所長賞)とする。
- (2) 審査の結果については審査終了後、**取りまとめ事務局に連絡**し、共生社会推進フェスタ2020(12月5日開催予定)の表彰式において賞状を贈る。

8. その他

- (1) 応募作品の内容に不備がある場合等、原則として応募をお断りする。
【例】 作品大きさが規格外の場合
作品申込書の提出期限〆切を過ぎて申込の場合
審査会までに作品提出が間に合わない場合 等
- (2) 展示方法(レイアウト)に指定がある際は、写真または図を作品応募申込書に添付すること。
- (3) 応募作品の取り扱いについては慎重に取り扱いを行います。展示が難しい作品、壊れやすい作品については一切の責任を負いかねますので予めご了承願います。

9. 事務局(問合せ先)

山口県障害者社会参加推進センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL 083-928-5432

FAX 083-928-5436